



2019年3月22日

各位

会社名 株式会社 LIXIL グループ
代表者名 代表執行役会長 潮田 洋一郎
(コード番号 5938 東証・名証各一部)
問合せ先 IR室 室長 平野 華世
(TEL. 03-6268-8806)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

本日、当社は、当社株主より、臨時株主総会の招集請求に関する平成31年3月20日付の書面を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主

本請求をした株主（以下「請求人ら」と総称します。）は、以下の通りです。

| |
|--|
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MARATHON UCITS COMMON CONTRACTUAL FUND |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE MARATHON-LONDON INTERNATIONAL INVESTMENT TRUST I |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE MARATHON-LONDON GLOBAL INVESTMENT TRUST I |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505211 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT - NCC |

| |
|--|
| STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT |
| TAIYO FUND, L.P. CEO & FOUNDING PARTNER BRIAN K HEYWOOD |
| TAIYO HANEI FUND, L.P. CEO & FOUNDING PARTNER BRIAN K HEYWOOD |
| TAIYO MAKI FUND, L.P. CEO & FOUNDING PARTNER BRIAN K HEYWOOD |
| TAIYO HINATA FUND, L.P. CEO & FOUNDING PARTNER BRIAN K HEYWOOD |
| 愛知県常滑市 愛知県常滑市長 片岡 憲彦 |
| 株式会社マルヤス建物 代表取締役 伊奈 正彦 |
| 新興窯業株式会社 代表取締役 松原 義明 |
| 伊奈 啓一郎 |
| 若尾 範子 |
| 伊奈 陽子 |
| 伊奈 節子 |
| 伊奈 俊子 |
| 伊奈 一 |
| 伊奈 長栄 |

請求人らによれば、請求人らは、あわせて総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 ヶ月前から引き続き有する株主であるとのことです。

2. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的である事項

取締役 2 名解任の件（解任対象取締役 潮田 洋一郎、山梨 広一）

(2) 招集の理由（要旨）

2018 年 10 月 31 日付で当社が公表した「代表執行役の異動に関するお知らせ」に記載した役員的人事異動については、2019 年 2 月 25 日付の当社の報告「当社代表執行役の異動における一連の経緯・手続の調査・検証結果について」（当社ホームページに掲載）によれば、潮田氏による誤解を招く説明に起因している等、コーポレートガバナンス・コードに従った適正かつ適切な指名手続が行われなかったと考えられること、当時指名委員会の委員

長であった山梨氏がガバナンス不全を正すこともなく、自らを COO に選任し、その手続きについて十分な説明も行っていないこと等に鑑みれば、ガバナンスの欠如が疑われる行為に携わった潮田氏及び山梨氏は取締役としての適正性を欠いていると考えられるとのことです。当社のコーポレートガバナンスの適切性・透明性にはこのような重大な懸念があることから、潮田氏及び山梨氏の 2 名の取締役の解任を請求するとのことです。また、上記役員の人事異動の公表後における当社の対応も踏まえて、株主としてその権利を行使することにより、当社のガバナンスの在り方を正すことが適当であると判断したとのことです。

3. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上